

秋草学園短期大学研究論文等の投稿における倫理内規

秋草学園短期大学紀要図書委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、秋草学園短期大学教職員が研究論文等を投稿するにあたり、必要とされる倫理的配慮に関して定める。

(二重投稿)

第2条 投稿された研究論文等は、他の研究論文等で公表されたものであってはならない。また、他の学会誌等に投稿中の研究論文等であってはならない。

2 過去に公表した研究論文等に、データや事例を増やしただけ、または一部を改編しただけの修正で、新たに投稿してはならない。

(共同研究・調査)

第3条 研究論文等が共同研究・調査に基づく場合は、共同研究・調査者の了承を得たうえで、研究論文等の中に共同研究・調査であることを明記し、自らの果たした役割を明確に示さなければならない。

(人を対象とする実験・調査)

第4条 人を対象とする実験やアンケート等の調査を行う場合には、次の各項目を遵守し、どのような倫理的配慮をしたかを研究論文等に記載しなければならない。

(1) 個人が特定できるようなデータを得られた場合は、研究論文等を作成する際に個人の氏名、生年月日、詳細な住所などの情報を研究論文等の中で示さないなど、個人の特정이できない内容であること

(2) 対象となる人に事前に実験や調査の過程に関する説明を行い、自由意思に基づいて実験や調査の対象となることへの同意（インフォームド・コンセント）を得ること

(3) 保存されている試料やデータなどを用いて実験や調査を行う場合には、試料やデータを保存している機関の倫理審査委員会もしくは施設責任者の承認を得ること

(動物を対象とする実験・調査)

第5条 動物を対象とする実験や調査を行う場合には、できる限り動物に苦痛を与えない方法によるなど、動物愛護の視点から適切なものとするよう留意し、どのような倫理的配慮をしたかを研究論文等に記載しなければならない。

(データの管理等)

第6条 個人が特定できるようなデータが得られた場合には、そのデータは適切に管理し、破棄する際にも適切に処理しなければならない。

(盗用)

第7条 他人のアイデア、データ及び研究成果を、適切な引用をせずに使用すること（以下、「盗用」という。）はできない。

2 先行研究の内容を研究論文等から引用する場合は、引用した文章を引用符で囲み、出典を示さなければならない。

3 ウェブサイト上に公開されている文章もしくは図表を、出典を明示せずに記載することはできない。

4 先行研究の内容を研究論文等から引用する場合は、どの部分が先行研究に依拠していて、どの部分が独自のものかを明確に区別して示さなければならない。

(ねつ造・改ざん)

第8条 存在しないデータをあたかも存在するかのよう示すこと（以下、「ねつ造」という。）や、存在するデータを変造または偽造すること（以下、「改ざん」という。）はできない。

2 改ざんには、都合の良いデータのみを用いること、あるいは都合の悪いデータを除外することも含まれる。

3 自分の推論に合わせた数値の操作、画像などのデータの操作もねつ造、改ざんに含まれる。

4 実験や調査から、推定の範囲外の数値が得られたときに、それを根拠なく分析の対象外とすることはできない。

(準用)

第9条 研究論文等で盗用、ねつ造及び改ざんの不正行為を行ったときは、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」の定めるところにより処理される。

附 則

この内規は、平成30年7月4日から施行する。